

# ラオス法整備支援のこれまで

国際協力部教官  
矢尾板 隼

## 1 支援の始まり

ラオス人民民主共和国（以下「ラオス」という。）に対する日本の法整備支援は、1996年、当時のラオス司法大臣が来日した際、関係機関に支援を要請したことに端を発する。

ラオスは、1986年、「新思考」（チンタナカーン・マイ）政策を導入し、それまでの計画経済から市場経済へと移行するため、他国の支援を受けながら法令の起草や司法分野の人材育成を開始した。日本は、当初の支援国には入っていなかったが、前記のとおり支援の要請を受けたことから、1998年に支援が開始された。以降、日本は、現在に至るまで途切れることなくラオスへの支援を継続している。

## 2 独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）の枠組みによる支援

ラオスに対する法整備支援は、JICAによる技術協力という形で始まり、名古屋大学及び法務省法務総合研究所が受託機関として、ラオス司法関係者を日本に招き、あるいは、日本側関係者がラオスを訪れて短期間の研修を行っていた。

2003年からはJICAの技術協力プロジェクトが開始され、現在に至るまで以下のプロジェクトが展開されている。

- ・法整備支援プロジェクト（2003年5月～2007年5月）
- ・法律人材育成強化プロジェクト・フェーズ1（以下「フェーズ1」などという。）（2010年7月～2014年7月）
- ・法律人材育成強化プロジェクト・フェーズ2（以下「フェーズ2」などという。）（2014年7月～2018年7月）
- ・法の支配発展促進プロジェクト（2018年7月～）

以下、簡単に各プロジェクトの概要・成果等についてご紹介したい。

### (1) 法整備支援プロジェクト<sup>1</sup>（2003年5月～2007年5月）

このプロジェクトは、法律基礎文書の作成・活用や研修の実施を通じ、司法・立法関係職員の法律基礎能力が向上することを目標として設定し、ラオス司法省、最高人民裁判所、最高人民検察院をラオス側実施機関として実施された。

当初3年の予定で進められたが、1年延長され、更にプロジェクト期間終了後も2007年12月まで、成果物の普及活動が継続されたが、それまで法令集や基本的

<sup>1</sup> 詳細は、田中嘉寿子「ラオス法整備支援プロジェクトの実施概要とその成果について」（ICD NEWS第30号2007年3月号）、松元秀亮「報告『ラオス法制度整備プロジェクトの成果物の普及活動の現状と課題』」（ICD NEWS第35号2008年6月号）参照。

な教科書、執務マニュアルがほとんどなかった状態から、このプロジェクト期間に、法令集、法律辞書、民法教科書<sup>2</sup>、企業法注釈書、民事判決書マニュアル、検察官マニュアルといった重要な資料が多数作成された。

(2) 法律人材育成強化プロジェクト・フェーズ1<sup>3</sup>（2010年7月～2014年7月）

前記(1)のプロジェクトの後、ラオスの法・司法分野、法律人材育成分野における現状や課題を把握するための調査期間を経て<sup>4</sup>、2010年7月からこのプロジェクトが開始された。

当プロジェクトでは、民法<sup>5</sup>・民事訴訟法・刑事訴訟法の理論と実務を体系的に分析し、その分析結果を教育・研修・実務に活用するための基礎的能力を開発することを目標とし、実施機関は前記3機関にラオス国立大学を加えた4機関とされた（以降、「フェーズ2」、法の支配発展促進プロジェクトのいずれも実施機関はこの4機関とされている。）。

具体的な活動としては、各実施機関からの参加者から構成されるワーキンググループが、理論と実務を分析した結果をモデル教材としてまとめることにより、前記目標を達成することが企図されたところ、当プロジェクト期間内に、民法Q&A集、民事訴訟法手続チャート、刑事訴訟法手続チャート、民法ハンドブック、民事訴訟法ハンドブック、刑事訴訟法ハンドブックが作成された<sup>6</sup>。

また、プロジェクト期間内である2012年6月には、ラオスにおいて、民法典の起草作業が開始されたが、民法の理論研究・教材開発の支援と切り離せない関係にあることから、民法典起草についても全面的に支援が開始された。

(3) 法律人材育成強化プロジェクト・フェーズ2<sup>7</sup>（2014年7月～2018年7月）

前記(2)の「フェーズ1」に対するラオス側の評価は高く、早い段階でプロジェクトの継続を望む声が上がっていたことから、前記プロジェクト終了前に、正式な支援要請が行われ、「フェーズ1」の終了後、途切れることなく「フェーズ2」のプロジェクトが開始された。

当プロジェクトでは、「フェーズ1」の成果である基礎的能力の向上を踏まえ、実務の課題解決能力を向上させることが目標とされ、具体的には、

- ① 法令の起草（起草のための研究を含む。）
- ② 法令の運用・執行
- ③ 法学教育，法曹養成研修，継続的実務研修

<sup>2</sup> 当時、ラオスには統一的な民法典が存在しなかったが、将来的な立法課題としては既に挙げられていた。そこで、起草作業の基礎となるよう、比較法的観点も踏まえた民法の基礎理論を網羅するものとして作成された。

<sup>3</sup> 詳細は、渡部洋子「ラオス法律人材育成強化プロジェクト開始までの経緯及びプロジェクトの概要紹介」（ICD NEWS第44号2010年9月号）参照。

<sup>4</sup> この間、ラオス法整備の課題や解決策を把握するため、名古屋大学法政国際教育協力研究センター（CALE）と国際協力部の共催によるワークショップも数次開催された。瀬戸裕之「ラオス人留学生の協力による法整備支援ワークショップ」（ICD NEWS第44号2010年9月号）。

<sup>5</sup> 前記注2のとおり、民法典は存在しないため、財産法や契約法等、関連実定法を指す。

<sup>6</sup> 成果物については、中村憲一「ラオス法律人材育成強化プロジェクトフェーズ2が開始！－基礎能力向上から実務能力向上へ－」（ICD NEWS第61号2014年12月号）参照。

<sup>7</sup> 詳細は、前記注6のICD NEWS参照。

#### ④ 法令の普及・理解促進

の各能力向上を目標とし、民法典の起草、一定の対象法令に対する執務参考資料の作成、これまでの成果である執務参考資料等の活用などが目指された。

「フェーズ2」では、経済紛争解決法ハンドブック、労働法ハンドブック、捜査段階Q&A集、模擬事件記録（刑事・民事）が作成されたほか、法学教育機関、法曹養成等研修機関における教育・研修カリキュラムの見直しや改善が行われ、これら成果物の普及セミナーや模擬講義なども実施された<sup>8</sup>。なお、民法典起草については、プロジェクト期間中である2017年5月に一度国民議会で審議されたが、国民議会議員や一般市民との対話が不足しているとして、再審議となった<sup>9</sup>。

#### (4) 法の支配発展促進プロジェクト<sup>10</sup>（2018年7月～）

前記各プロジェクトの経緯を踏まえ、「フェーズ2」の終了後引き続き開始されたのが、現行プロジェクトである。

現行プロジェクトでは、これまでのプロジェクトによりワーキンググループに参加してきた中核メンバーが育ててきた法令起草や執行・運用等の法的能力を更に高めると共に、中核メンバーにとどまらず、より多くの法司法分野の人材にこれを共有していくことを目的とし、2023年7月までの予定で活動を行っている。

これまでのところ、長期にわたって支援を行ってきた民法典については2018年12月に国会で承認され、2020年5月27日に施行された。理論研究あるいは執務の重要な参考となると思われる、民法のリサーチペーパー<sup>11</sup>については引き続き作成中である。

また、刑事事件の執務マニュアルとなる、証拠法Q&Aについても既に完成し、各地での普及活動を終えている。

そのほか、現行プロジェクトでは、前記(1)法整備支援プロジェクトで作成された民事判決書マニュアルの改訂、法学教育・法曹養成研修等改善に関する活動として事実認定問題集（刑事・民事）の作成が進められているほか、刑法典の研究を今後実施する予定である。

### 3 国際協力部を中心とした近年の支援

JICAの枠組みによる支援と別に、国際協力部が中心となった支援も行っている。2018年12月に、法務省法務総合研究所とラオス司法省国立司法研修所（National Institute of Justice、通称NIJ）との間で協力覚書（MOC）が締結され、2019年4月には、NIJにおいて、刑法の比較共同研究が実施された。

2020年は、新型コロナウイルス感染症の影響により渡航が困難となったことから

<sup>8</sup> 「フェーズ2」の成果物については、伊藤淳「ラオス『法の支配発展促進プロジェクト』が開始！～中核人材の育成からより多くの人材の育成へ～」(ICD NEWS第76号2018年9月号)参照。

<sup>9</sup> ラオス民法典成立までの経緯については、入江克典「ラオス民法典の立法過程」(ICD NEWS第84号2020年9月号)参照。

<sup>10</sup> プロジェクト開始の経緯は前記注8のICD NEWS参照。

<sup>11</sup> 民法典の条文の趣旨や背景等を明らかにした逐条解説書。

セミナー等は実施できなかったが、2021年3月、オンライン形式で刑法の共同研究を行い、今後も定期的にオンライン形式での活動を継続する予定である。

また、ラオス首相府との関係で、2020年1月、首相府からの要請に基づき、法制執務及び法教育をテーマとするセミナーも実施している。

#### 4 「これまで」と「これから」<sup>12</sup>

筆者は、2020年7月に国際協力部教官に着任し、ラオスの支援を担当してからわずか一年足らずである上、新型コロナウイルス感染症の影響により、まだ一度もラオスを訪れたことすらない身であり、20年以上にわたるラオス法整備支援の歴史を概観するなど甚だ僭越であるが、国際協力部の創設20周年に際し、これまでの支援を簡単にご紹介させていただいた。

改めて、これまでの関係者の御尽力、成し遂げてきた大きな成果に、現担当教官として深い敬意と感謝の意を表したい。

ラオス法整備支援においては、様々な教材、執務参考資料等を作成する中で、ラオス側参加者と対話・議論を繰り返すことで参加者の能力向上を図るという、人材育成の観点を非常に重視しており、このような支援のあり方は、ラオス側にも評価されてきたところである。

法的能力の向上は、無論一朝一夕にできるものではなく、これまでの長い支援の成果として、中核人材の能力が向上してきたものであるが、今後は、JICAの現行プロジェクトの目標のとおり、これをより多くの人材に共有していくことが課題となっている。

こうした課題に対しては、これまでと同様、短期間で成果を求められるようなものではないと思われるが、微力ながら筆者も力を尽くしていきたい。

---

<sup>12</sup> 意見にわたる部分はいくまで筆者個人の見解であり、法務省やJICA等の意見を代表するものではない。